



高額な医療を受ける後期高齢者医療制度加入者 限度額適用認定証・減額認定証

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

医療機関を受診する際、被保険者証と一緒に認定証を提示すると、窓口での負担を軽減できたり、入院時の食料や生活費用を減らすことができます。

■対象者 左記(表)のとおり

自己負担	(所得区分) 該当条件	認定証の交付
3割	1 (現役並み所得者Ⅲ) ・市町村民税課税所得が690万円以上の被保険者 ・上記の方と同じ世帯にいる被保険者	×
	2 (現役並み所得者Ⅱ) ・市町村民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者 ・上記の方と同じ世帯にいる被保険者	○
	3 (現役並み所得者Ⅰ) ・市町村民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者 ・上記の方と同じ世帯にいる被保険者	○
2割	4 (一般Ⅱ) 1～3と5～7の条件に該当しない被保険者	×
	5 (一般Ⅰ) 1～4と6～7の条件に該当しない被保険者	×
1割	6 (区分Ⅱ) 世帯全員が市町村民税非課税の被保険者(7以外)	○
	7 (区分Ⅰ) ・世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、自身が老齢福祉年金を受給している被保険者	○

※6.7の該当者には「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。
※2.3の該当者には「限度額適用認定証」を交付します。
※6の該当者で減額認定証の交付を受けた方は、過去12カ月で入院日数が計91日以上になった場合「区分Ⅱ(長期該当)」の申請ができます。



■手続き(申請)方法

次の書類などを用意して、国保年金係窓口にお越しください。
【申請に必要なもの】
・被保険者証
・申請者の本人確認書類
・入院期間の分かる領収証など
※区分Ⅱ(長期該当)の該当者
・年金証書や振込通知書
※老齢福祉年金の受給者

■認定証の有効期限

申請した月の初日～7月末日(1年ごとに更新されます)
※区分Ⅱ(長期該当)の該当者は、申請した月の翌月から有効となります。

■その他

認定証の交付を受けていなくても、後日申請することで高額療養費として支給を受けられます。

2歳児歯科健康診査

町保健センター ☎77・1891

1歳6ヶ月は乳幼児から幼児に移行期で基本的な生活習慣を身につける大切な時期です。幼児期に向けての大切な健診なので必ず受診して下さい。

■対象

令和4年4月～7月生

■内容 身体計測、歯科診察
内科診察(頭囲・胸囲計測) 保育・栄養・歯科相談
フッ素塗布(希望者)

■期日 1月22日(月)

■時間 混雑緩和のため、受付時間を変更しています。
詳細は案内通知をご覧ください。

■場所 保健センター

広報しばやま1月号 12月28日に配布します

町総務課 情報公聴係 ☎77-3921

●新聞折り込み日、個別送付開始日
令和5年12月28日(木)
※年末のため、個別送付は到着に時間がかかる可能性があります。

★年末年始の閉庁日
12月29日(金)～1月3日(水)



20歳になったらお知らせします 国民年金制度

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912
千葉年金事務所 ☎043・242・6320

20歳になった方には、日本年金機構から送られるお知らせや納付書などにより、国民年金に加入したことをお知らせいたします。

■国民年金のポイント

- ・国民年金は20歳以上60歳未満の方に加入義務があり、保険料を納める制度です。
- ・国が運営するため安定しており、年金給付は生涯にわたって保障されます。

■国民年金の種類

年を取ったときに受け取れる「老齢年金」、病気やけがで障害が残ったときに受け取れる「障害年金」、家族の働き手が亡くなったときに受け取れる「遺族年金」などがあります。

■納付の免除制度

原則として、保険料を納めなければ年金を受け取れませんが、所得が低く納付が困難な方のための保険料免除制度があります。

■学生納付特例制度

前年の所得が基準以下の学生が対象の納付が猶予される制度です。

【免除・納付猶予制度】

収入の減少や失業などにより保険料を納められず、年金を受け取れないという事態を防ぐため、納付を免除または猶予する制度があります。

■免除制度の手続き方法

日本年金機構のホームページなどで添付書類を確認し、国保年金係に申請してください。
※申請書は日本年金機構のホームページまたは国保年金係の窓口にあります。



ご注意ください 公金窓口納付の二部終了について

町民税務課 収税係 ☎77・3916

みずほ銀行、三井住友銀行における公金窓口納付の取扱いは終了しました。

令和6年3月31日、みずほ銀行、三井住友銀行は芝山町から発行する納付書の窓口での取り扱いを終了します。納付書の裏面の納付場所として「みずほ銀行」、「三井住友銀行」と記載されている場合でも、4月1日(月)以降は、みずほ銀行、三井住友銀行窓口での納付書によるお支払いができませんのでご注意ください。なお、地方税統一QRコード対応納付書はご利用いただけます。

ただけです。

■4月1日以降納付書による窓口納付の可能な金融機関など

- ・芝山町役場出納室
- ・金融機関 千葉銀行、山武郡市農業協同組合、千葉信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、銚子信用金庫、中央労働金庫、(東京都、山梨県および関東各県)
- ・ゆうちょ銀行(納期限内のみ)
- ・コンビニエンスストア
セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど

芝山町議会議員一般選挙

町芝山町選挙管理委員会 ☎77-3901

任期満了に伴う芝山町議会議員一般選挙が、令和6年2月18日(日)に行われます。必ず投票しましょう。

■投票日当日

- ・期日 令和6年2月18日(日)
- ・時間 午前7時～午後8時
- ・選挙すべき議員定数 12人
- ・投票所 各投票所

■選挙期日告示日

令和6年2月13日(火)

■期日前投票

- ・投票期間 令和6年2月14日(水)～17日(土)
- ・時間 午前8時30分～午後8時
- ・投票所 役場南庁舎ロビー

■立候補届出書類事前審査

- ・期日 令和6年1月24日(木)
 - ・時間 午前9時～
 - ・会場 役場南庁舎1階研修室
- ※立候補届出書類は、町選挙管理委員会で配布しています。